

令和2年4月7日

第7回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

4月7日（火）、青森県内では12例目、青森市内では2例目の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたことを踏まえ、対策本部体制のもと全庁が連携して新型コロナウイルス感染症への対応について万全を期すこと、及び保健部において濃厚接触者について迅速に検査し、感染拡大防止に向け適切な健康観察を行うことについて指示します。

また、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、本日、7都府県を対象に発令されました。これを踏まえ、市民の皆さまにおかれましては、やむを得ない場合を除き、不要不急の県外、特に緊急事態宣言対象地域及び海外への旅行・出張の自粛をお願いします。また、今後、県外や海外から市内に来られる予定の方のご家族、ご友人等へは、市内に来られる前に可能な限り連絡をとり、健康状態を十分に観察し、不安がある場合には滞在地の「帰国者・接触者相談センター」に連絡・相談するよう、本人にアドバイスしていただくようお願いします。

県外から転入、帰省、または旅行・出張等から帰られた方、特に緊急事態宣言対象地域及び海外へ滞在した方は、やむを得ない場合を除いて2週間程度、外出を控えてください。また、人との接触を最小限にし、外出時はもとより家庭内においてもマスクを着用するなど、自らが感染している可能性があることを想定した行動をとるようお願いします。

市民の皆さまには、冷静な行動をお願いします。また、これまでと同様に新型コロナウイルスを含む感染症予防として、引き続き、手洗いの徹底やうがい、咳エチケットなど、通常の感染予防対策を行い、換気の悪い密閉空間や、人々が密集する場所、密接した距離での会話など、「3つの密」を避ける行動をとっていただくようお願い申し上げます。